

信託制度の歴史（概略）

名古屋学院大学大学院
経済学研究科講師 畠山久志

信託制度の本質

①代理や委託、会社など他者を利用する場合に用いられる3者間の法律制度の一つ

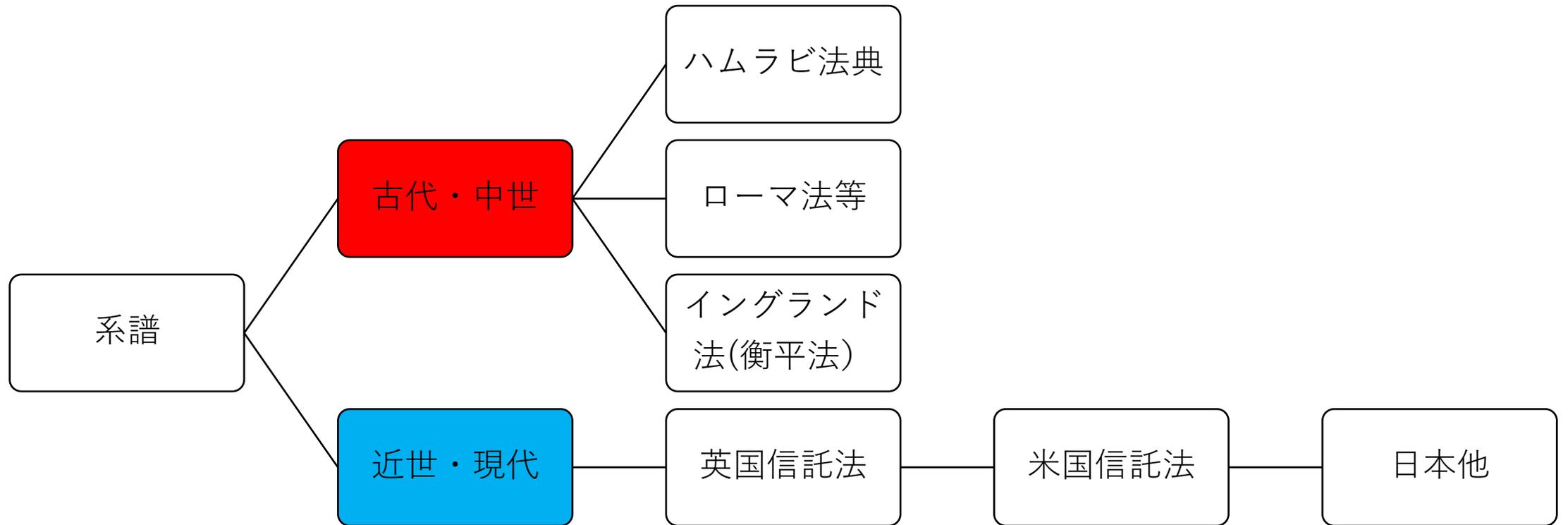
◎信託の目的に則り、本人（委託者）と他者（受託者）、第3者（受益者）の利益バランスを信託義務で衡るもの

◎ノーベル経済学賞イエール大学シラー教授

「人類が創り挙げた最も優れた金融制度」



信託制度の長い歴史（系譜）



ハムラビ法典 (Code of Hammurabi)

◎ハムラビ法典 (バビロニアを統治したハムラビ王が発布 (BC1792年~1750年))

◎盛んな交易とその交易を可能とする制度を法典化



(資料：ルーブル美術館所蔵)

ローマ法 (Roman law)

◎古代ローマ人の遺言者は、犯罪者や外国人など本来は遺産を相続できない受益者に、財産を残せた。



(バチカン 筆者撮影)

イングランド法（衡平法）

◎ユース

：信託制度の嚆矢

二つの要因

○教会への寄付

○十字軍の財産維持



（バッキンガム宮殿衛兵 筆者撮影）

教会



(NOTE.COM)

十字軍



(ameba)

ヘンリー八世ユース禁止法・英国信託法へ

◎1535年ユース禁止法公布

背景 ⇒ ユースの濫用など

◎その結果、ユースは禁止
しかし、

**社会的に有用なユースは許容
⇒ 英国信託法（トラスト）**

広く、各国が承継



米国における信託の展開

◎当初家族信託が主体

老後の資産管理等

◎多様な利用形態に進展

会社、金融や不動産の
流動化、証券化スキーム

信託の種類

個人・家族

法人・事業

公益・福祉

わが国における信託法の移入 (規制から利用拡大)

